

平成19年度 第2回 岐阜県後期高齢者医療広域連合運営懇話会

日時 平成19年10月22日(月) 14:00～
場所 じゅうろくプラザ 2階 研修室

1. 座長あいさつ

2. 懇話会

(1) 給付事業について

(2) 保険料負担について

3. その他

- ・ 制度の周知について
- ・ 制度施行までのスケジュール(案)について

給付事業について

後期高齢者医療制度では、被保険者の方が病気やけがでお医者さんにかかったときの医療費などの給付が受けられます。（現行と同様）

病気やけがの治療を受けたとき（療養の給付）

訪問看護サービスを受けた時（訪問看護療養費の支給）

やむをえず医療費を全額自己負担した時（療養費の支給）

入院した時の食事代（入院時食事療養費の支給）

療養病床に入院したときの食費・居住費（入院時生活療養費の支給）

1か月の自己負担額が高額になったとき（高額療養費の支給）

緊急の入院や転院で移送が必要になったとき（移送費の支給）

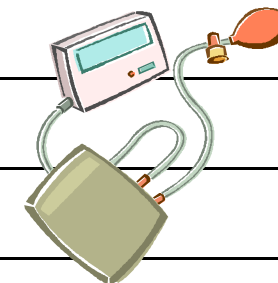
保険者が亡くなったとき（葬祭費の支給）

健康診査（ぎふ・さわやか健診 保健事業の実施）



健康診査の項目(案) (仮称)ぎふ・すこやか健診

		項 目	
1	初診	問診(服薬歴・喫煙歴等)	
2		身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)	
3		理学的検査(身体診察)	
4		血圧測定	
5	尿・腎機能	尿糖・尿蛋白・尿潜血	
6	生化学的検査	脂質検査	HDLコレステロール
7			中性脂肪
8			LDLコレステロール
9		肝機能検査	GOT
10			GPT
11			-GPT
12		代謝系	グルコース(空腹時血糖)



保険料負担について

未定稿・部外秘

平成20年度・21年度保険料賦課総額 被保険者一人当たり保険料額の算出

費用の額	給付費等総額	352,754	百万円
	財政安定化基金拠出金	317	百万円
	保健事業に要する費用	687	百万円
	審査支払手数料	1,199	百万円
	その他（葬祭費）	1,487	百万円
費用合計		356,444	百万円
収入の額	国庫負担金（高額医療費公費含む）	83,774	百万円
	調整交付金	29,020	百万円
	都道府県負担金（高額医療費公費含む）	28,468	百万円
	市町村負担金	27,653	百万円
	後期高齢者交付金	151,562	百万円
	国庫補助	343	百万円
	都道府県補助		
	市町村補助		
広域連合補助			
収入合計		320,820	百万円

保険料収納必要額（ - ）	35,624	百万円
予定保険料収納率	98.86%	

賦課総額	36,035	百万円
-------------	---------------	------------

被保険者一人当たり保険料額	
平成20年度・21年度 被保険者の見込数	479,017 人
↓	
被保険者一人当たり保険料額（年額）	75,226 円
被保険者一人当たり保険料額（月額）	6,300 円（ ）
（ ）100円以下切上げ	

（ 所得係数の微調整により金額の変動があります。 ）

保険料の概要と軽減

後期高齢者医療保険料は、被保険者の所得に応じて決められる応能分（所得割）と、1人当たりいくらと決められる応益分（被保険者均等割）を合計して、個人単位で計算されます。

1人当たりの保険料額 = 被保険者均等割額() + 1人当たり所得割額

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等（旧ただし書所得）× 所得割率()

()被保険者均等割額及び所得割率（保険料率）は、2年ごとに広域連合で、県内同じ率で設定されます。

所得割の額は、被保険者本人の基礎控除後の総所得金額（旧ただし書所得）をもとに計算されます。

被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和の観点から、制度加入時から2年間、被保険者均等割のみとし、これを5割軽減します。（所得割はなしとします。）

（ただしこの賦課については、凍結の方向で国において検討中です。）



賦課限度額は、国保の賦課限度額（現行56万円）の水準を参考に50万円を設定されています。

低所得世帯に属する被保険者の方については、被保険者均等割が軽減（7割、5割、2割）されます。

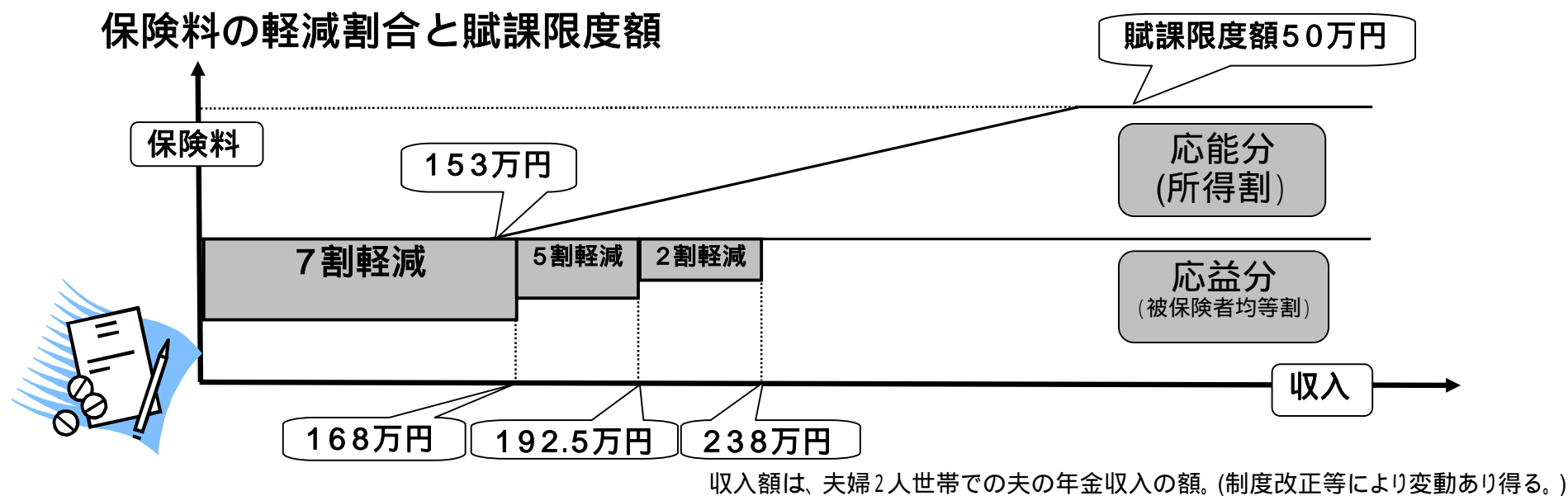
軽減割合は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等を基に、次の基準で判定されます。

7割軽減・・・ 公的年金控除(120万円) + 高齢者特別控除(15万円) + 基礎控除(33万円)


5割軽減・・・ + + + 24.5万円 × 世帯に属する被保険者数(被保険者である世帯主を除く)

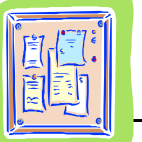
2割軽減・・・ + + + 35万円 × 世帯に属する被保険者数

国保と同様、年金収入にて公的年金等控除を受けた方は、高齢者特別控除(総所得金額等から15万円を控除)あり。



制度の周知について

	広報の種類	広報の内容	配布の時期
1	市町村広報紙掲載	<p>制度の内容 現行制度との比較 広域連合・市町村の役割 保険料の仕組み等 保険証の取扱い 申請や届出案内</p> 	平成19年8月～20年3月
2	県広報紙掲載		平成19年12月
3	啓発用リーフレット		平成19年9月～10月
4	広報用ポスター		平成19年9月～10月
5	県老人クラブ会報「老連」掲載		平成19年11月
6	県民生委員児童委員協議会研修会		
7	市町村窓口配布パンフレット		平成20年2月
8	被保険者証同封パンフレット		平成20年3月



制度施行までのスケジュール(案)

時 期	内 容
7月～	広域連合において、保険料算定の事前準備（被保険者台帳作成、所得情報の整理など）
9月	保険料算定に必要な諸係数等の提示
	広域連合において、保険料の試算、保険料率の設定作業
10月	政省令公布（保険料算定基準等）
	被用者保険被扶養者の保険料負担（2年間均等割分を5割軽減）の凍結問題の検討
11月	後期高齢者医療に関する条例を制定（広域連合議会）、保険料率の設定
	被保険者ごとに保険料額を算出
12月	年金保険者から市町村に対し、特別徴収対象者情報を通知
	特別徴収対象被保険者の判定、データ作成
1月31日まで	市町村から年金保険者に特別徴収依頼情報を通知（経由機関を通じ）
12～3月	後期高齢者医療に関する条例を制定（各市町村議会）
3月中旬～	被保険者証の送付（配達記録郵便予定）
4月	制度施行、後期高齢者医療保険料の特別徴収開始

